

北海道公営住宅入居選考事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道公営住宅の入居者の募集、申込み、選考等の事務処理について、北海道営住宅条例（平成9年条例第11号。以下「条例」という。）、北海道営住宅条例施行規則（平成9年規則第42号。以下「規則」という。）、北海道公営住宅入居選考要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 入居者の公募

1 公募の周知

- (1) 規則第5条第2項第4号の「その他必要な事項」とは、次のとおりとする。
 - ア 入居者募集パンフレットの配布を行う期間及び場所
 - イ 入居申込みの受付を行う場所、受付期間及び受付時間
 - ウ 入居の申込み方法（持参及び郵送並びに電子申請の別）
 - エ 入居が可能となる時期
 - オ その他総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が必要と認める事項
- (2) 総合振興局長等は、一般公募を行う際は、入居者募集パンフレットを作成の上、入居希望者に配布するほか、近隣の市町村に対し、窓口等に備え付けるよう依頼するものとする。
- (3) 入居者募集パンフレットには、次の事項を掲載するものとする。
 - ア 募集する住宅の所在地、募集区分、戸数並びに家賃
 - イ 入居者の決定方法（抽選の実施方法を含む。）
 - ウ 入居申込みができる期間、場所及び受付時間
 - エ 電子申請による受付を行う場合にあっては、手続きを行うサイトのURL
 - オ 郵送による入居の申込み方法
 - カ 入居申込みから入居までのスケジュール
 - キ 入居者資格（申込資格）
 - ク 入居申込書の記入方法及び必要な添付書類
 - ケ 借上げに係る公営住宅にあっては、借上げ期間満了時の住宅の明渡しに関する事項
 - コ 子育て世帯向け住宅にあっては、期限付入居決定に関する事項
 - サ 要綱第8条の規定により、入居申込書に添付すべき書面の一部又は全部を省略し申し込ませる場合にあっては、公開抽選後における書面の提出等必要な事項
 - シ 暴力団員であることが判明した場合の住宅の明渡しに関する事項
 - ス その他総合振興局長等が必要と認める事項

2 一般公募の方法

- (1) 要綱第7条第2項及び第3項による募集区分の設定は、一般公募を実施する都度、当該一般公募の実施決定時に行うものとする。
- (2) 要綱第7条第4項の特目住宅及び単身者向け住宅の指定は、一般公募を実施する都度、当該一般公募の実施決定時に行うものとする。
- (3) 要綱第7条第5項により明らかにする募集区分のうち、要綱第7条第2項第1号から第3号までによる区分については、別表1の表示方法の例により表示することを基本とし、要綱第7条第3項の規定により募集区分を細分化する場合は、入居希望者が理解しやすい表示方法を適宜定めるものとする。
- (4) 要綱第7条第7項の「期限付入居決定に関する必要な事項」は、次のとおりとする。
 - ア 入居期限は、同居する小学校就学の始期に達するまでの者のうち年齢が最も高い者が12歳に達する年度の末日までとすること。

- イ 期限付入居決定は、入居期限の到来によってその効力を失うこと。
 - ウ 入居者は、入居期限が到来する日までに、住宅を明け渡さなければならないこと。
 - エ 期限付入居の決定に当たっては、期限付入居決定に関して説明を受けた旨を記載した承諾書を提出しなければならないこと。
 - オ 入居期限が到来する日において、12歳に達していない同居者がいるときは、申出により入居期限を延長できる場合があること。
 - カ 入居期限が到来する日以降も引き続き公営住宅に入居することを希望する者は、他の公営住宅に住み替えることができる場合があること。
 - キ その他期限付入居決定及び子育て世帯向け住宅の入居について総合振興局長等が必要と認める事項
- (5) 規則第6条第4項及び第5項に定める書面の詳細は別表2のとおりとする。
- (6) 要綱第8条第5項の「必要な事項」は、次のとおりとする。
- ア 書面の提出期限
 - イ 要綱第8条第4項各号のいずれかに該当する場合は入居決定されないこと。
 - ウ その他総合振興局長等が必要と認める事項
- 3 多家族世帯向け住宅及び多子世帯向け住宅の指定
- 総合振興局長等は、要綱第12条第2項第3号及び第4号の規定による多家族世帯向け住宅及び多子世帯向け住宅を指定する場合は、多家族世帯向け住宅を優先して指定するものとし、2戸以上指定する場合には、多子世帯向け住宅を少なくとも1戸指定するものとする。
- 4 小学生以下同居世帯向け住宅及び新婚世帯向け住宅の指定
- 総合振興局長等は、要綱第12条第2項第5号及び第6号の規定による小学生以下同居世帯向け住宅及び新婚世帯向け住宅を指定する場合は、次の方法によるものとする。
- ア 広域再編により整備された団地の新築公募及び3月に実施する公募以外の公募において指定するものとする。
 - イ 子育て世帯向け住宅がある団地では指定しないものとする。
 - ウ 小学生以下同居世帯向け住宅を優先して指定するものとし、2戸以上指定する場合には、新婚世帯向け住宅を少なくとも1戸指定するものとする。
- 5 転入世帯向け住宅及び転入単身者向け住宅の指定
- 総合振興局長等は、要綱第12条第2項第7号及び第10号の規定による転入世帯向け住宅及び転入単身者向け住宅を指定する場合は、広域再編型により整備された団地の新築公募及び3月に実施する公募において指定するものとする。
- 6 移住世帯向け住宅及び移住単身者向け住宅の指定
- (1) 総合振興局長等は、要綱第12条第2項第8号及び第10号の規定による移住世帯向け住宅及び移住単身者向け住宅を指定する場合は、団地の所在する市町村と次に掲げる事項を協議の上、住宅課長へ報告するものとし、住宅課長は他の方法による公募の周知を検討するものとする。
- ア 移住世帯向け住宅及び移住単身者向け住宅として指定する住宅
 - イ 移住世帯向け住宅及び移住単身者向け住宅の規則第5条第1項に定める公募の方法
 - ウ その他総合振興局長等が必要と認める事項
- (2) 住宅課長は、第1号の規定により他の方法による公募の周知を行う場合、総合振興局長等に対し、周知に必要な書類等の作成を依頼するものとする。
- (3) 総合振興局長等は、第2号の規定により住宅課長から周知に必要な書類等の作成を依頼された場合は、速やかに作成し住宅課長に送付するものとする。
- 7 東日本大震災避難世帯向け住宅及び東日本大震災避難単身者向け住宅の指定
- 総合振興局長等は、要綱第12条第2項第9号及び第10号の規定による東日本大震災避難世帯向

け住宅及び東日本大震災避難単身者向け住宅（以下「東日本大震災特目住宅」という。）を指定する場合は、次に掲げる事項を住宅課長へ報告するものとする。

- ア 東日本大震災特目住宅として指定する住宅
- イ 東日本大震災特目住宅の募集、申込み及び選考等の結果
- ウ その他住宅課長が必要と認め、報告を求める事項

8 車いす対応住宅の指定

要綱第13条第1項の規定による車いす対応住宅の指定は、次の方法によるものとする。

- ア 総合振興局長等は、一般公募を実施するに当たって、必要に応じて福祉部局等からの意見を聴取し、又は福祉部局等からの要請に基づき、車いす対応住宅を指定するものとする。
- イ 指定できる戸数は、要綱別表3に掲げる車いす対応住宅の戸数に1/2を乗じた戸数(小数点以下切捨て)を上限とする。ただし、当該住宅の戸数が1であるときの指定できる戸数は1とする。

9 単身者向け住宅の指定

要綱第14条第2項の規定による単身者向け住宅の指定は、次の方法によるものとする。

- ア 総合振興局長等は、住戸専用面積60㎡以下又は間取りが3DK以下の住宅のうち、住戸専用面積がより狭く、かつ、間取りがより少ないものから順に、単身者向け住宅として指定するものとする。
- イ 1回の公募における指定は、公募の都度、次の算式により算出された戸数の範囲内で、総合振興局長等が必要と認める戸数について行うものとする。
$$\text{団地内総戸数の2割に相当する戸数(端数切捨て) - 既存入居者のうち単身世帯数 - 要綱第14条第1項の規定により指定する戸数}$$
- ウ 総合振興局長等は、過去の単身者の応募状況等を勘案し、特に必要であると認めるときは、イに掲げる算式により算出した戸数が1未満の場合であっても、若干数を指定することができる。

第3 入居者の選考

1 公開抽選の実施

- (1) 公開抽選会において抽選器を操作するときは、設定等は職員が行い、抽選操作は公開抽選の出席者に行わせるものとする。ただし、出席者の同意を得た場合は、この限りではない。
- (2) 要綱第17条第4項の公開抽選の結果の公表は次により行うものとする。
 - ア 公表は、入居申込者が当落を把握しやすいものと考えられる方法により行うものとする。ただし、電子申請による受付を行った公募の抽選結果は、ホームページによる公表も行うものとする。
 - イ 公開抽選の結果は募集区分及び抽選番号の表示により行うものとし、個人情報を使用してはならない。
 - ウ 電話による公開抽選の結果の照会に対する回答は、原則として行わないものとする。

2 倍率優遇の方法

- (1) 条例第9条第4項の規定による公開抽選における当選率の引上げは、次により行うものとする。
 - ア 別表3の左欄に掲げる特に居住の安定を図る必要がある者の区分（以下、次のイにおいて「区分」という。）に応じ、抽選番号を1付与することとする。
 - イ 入居申込者が同時に2以上の区分に該当する場合は、それぞれの区分ごとに抽選番号を1ずつ付与するものとする。
- (2) 条例第9条第5項の規定による公開抽選における当選率の引上げは、次により実施するものとする。
 - ア 条例第9条第5項の「知事が定める回数」は、1回とする。
 - イ アの「1回」とは、各年度ごとに実施されるすべての一般公募を通算して数えること

とし、同一年度内の申込回数にかかわらず1回とするものとする。

ウ 当選率の引上げは、前年度までの落選の回数に応じ、抽選番号を落選1回当たり1ずつ付与するものとする。

例 2年度目（連続落選1回（年）） 抽選番号に番号を1付与

3年度目（連続落選2回（年）） 抽選番号に番号を2付与

4年度目（連続落選3回（年）） 抽選番号に番号を3付与

エ 各年度内において、一度も入居申込がなかった場合は、それまでの連続落選回数は次年度に持ち越さないものとし、初めて入居を申し込む者と同様の扱いとする。

オ 公開抽選の当選者が入居を辞退した場合は、それまでの連続落選回数は次回入居申込時に持ち越さないものとし、初めて入居を申し込む者と同様の扱いとする。

カ 入居申込者が連続して落選していることの確認は、別紙の「北海道住宅抽選カード（以下「抽選カード」という。）」の記録又は電子申請申込履歴により行うものとする。

キ 総合振興局長等は、電子申請以外の方法により初めて入居を申し込む者に対し、抽選カードに受付内容を記録し交付するものとする。

ク 総合振興局長等は、電子申請以外の方法による申込者に対し、入居申込受付の都度、入居申込者に抽選カードを提出させ、受付内容を記録し返却するものとする。

ケ 総合振興局長等は、電子申請による申込者について、申込履歴を作成するものとする。

コ 公開抽選の当選者が入居を辞退した場合は、当該入居を辞退した者に抽選カードを返却させるものとする。入居補欠者のうち当選者の入居辞退により入居者として決定されようとする者が入居を辞退した場合も同様とする。

サ 抽選カードは別紙に定める様式を基本とするが、公募の実態等を勘案し、様式の一部に適宜変更を加えることは差し支えないものとする。

シ 抽選カードは、原則として再発行しないものとし、入居申込者において亡失することがないように十分注意して保管を行うよう指導するものとする。

(3) 条例第9条第4項及び第5項のいずれにも該当する場合にあっては、(1)及び(2)におけるそれぞれの抽選番号の付与数を合算するものとする。

3 東日本大震災避難世帯及び単身者に係る選考の特例

(1) 総合振興局長等は、東日本大震災特目住宅に優先して選考されるための要件を具備する者のうち、現に同一市町村内の住戸において目的外使用許可を受けている者を東日本大震災特目住宅又は一般住宅の入居者として選考した場合、現に目的外使用許可を受けている住戸の入居者として決定することができるものとする。

(2) 総合振興局長等は、前号の規定を適用したときに、入居補欠者のうち最も順位が高い者を入居者として決定することができる。この場合において、当該入居補欠者に前号の規定を適用したときは、次の順位の者を入居者として決定することができるものとし、以下同様に繰り下がるものとする。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年2月5日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

子育て世帯向け住宅

所在地	団地名	戸数	備考
美唄市	であえーる中央公園	20	
芦別市	であえーる緑幸	7	
深川市	であえーる北光中央	15	
岩内町	栄夕陽ヶ丘	4	
室蘭市	であえーる中島	8	
登別市	であえーるはまなす	10	
函館市	であえーる大森浜	30	
木古内町	であえーる駅前	4	
江差町	円山通り	4	
留萌市	サンセット留萌	10	
稚内市	であえーる大黒	8	
北見市	高栄	15	
北見市	であえーる常盤	9	
網走市	サンリッチヴィラ2	14	
紋別市	であえーる幸	10	
幕別町	あおば	10	
釧路市	川北	9	
釧路市	であえーる幸	15	
根室市	であえーる明治	18	

別表 2

その他の特定目的住宅として知事が認めるもの

特定目的住宅	要件	特目住宅の指定要件
高齢者等単身者向け住宅	入居者が 60 歳以上又は規則第 5 条の 3 第 1 号に該当する者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 別表 3 に掲げる高齢者等世帯向け住宅並びにエレベーターが設置されていない中高層住宅おける 1 階部分の住宅であって、建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第 1 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
転入単身者向け住宅	道内の他の市町村から転入する者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第 1 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
移住単身者向け住宅	道外から移住する者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第 1 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
東日本大震災避難単身者向け住宅	東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により道内へ避難している者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。	(管理特目住宅) 建設特目住宅又は仕様特目住宅のいずれにも該当しないもののうち、第 1 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により単身向け住宅として指定する住宅
身体障がい者向け住宅	入居者又は同居者が次のいずれかに該当する者であること。 ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当すること。 イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当すること。	(仕様特目住宅) 別表 3 に掲げる住宅
車いす対応住宅	1 入居者又は同居者が日常生活において車いすを使用することを常態としている者であって、次のいずれかに該当すること。 ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当すること。 イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当すること。 2 管理特目住宅においては、1 の要件のほか、入居者又は同居者若しくは同居しようとする者が継続的な医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする者であること。	(仕様特目住宅) 別表 3 に掲げる住宅 (管理特目住宅) 原則、車いす対応住宅のあるユニバーサルデザインにより整備された団地の住宅のうち車いす対応住宅として指定する住宅

視覚障がい対応住宅	<p>入居者又は同居者が視覚に障がいがある者であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当すること。</p>	<p>（仕様特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅</p>
聴覚障がい対応住宅	<p>入居者又は同居者が聴覚に障がいがある者であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、その障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症又は恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症のいずれかに該当すること。</p>	<p>（仕様特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅</p>
シルバーハウジング住宅	<p>入居者又は同居者が当該住宅について定められている北海道シルバーハウジング管理方針に規定されている要件に該当すること。</p>	<p>（仕様特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅</p>
要介護者等同居世帯向け住宅	<p>入居者又は同居者に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村の認定を受けた者があること。</p>	<p>（建設特目住宅） 別表 3 に掲げる住宅</p>

別表 3

高齢者等世帯向け住宅

名 称	特目区分	所在地	団地名	戸 数	備 考	
高齢者等世帯向け住宅	仕様特目	夕張市	紅葉山橋見	1 2	高齢者改善	
			鹿の谷	4	高齢者改善	
		岩見沢市	かえで	1 4	高齢者改善	
			新東町	3 6	高齢者改善	
			南利根別	1 0	高齢者改善	
			第3かえで	2 8	高齢者改善	
			赤平市	宮下	1 0	高齢者改善
		滝川市	滝の川	8	高齢者改善	
			啓南	3 5	高齢者改善	
		砂川市	すずらん	1 2	老人世帯向け	
		札幌市	栄通	1 4	高齢者改善	
			厚別光陽	9	老人世帯向け	
			厚別光陽	4 4	高齢者改善	
			光星第3	3 2	高齢者改善	
			白樺	6 1	高齢者改善	
			栄町	5 9	高齢者改善	
			苗穂グリーン	3 7	高齢者改善	
			琴似八軒	2 8	高齢者改善	
			発寒	2 7	高齢者改善	
			真駒内A	8 0	高齢者改善	
			真駒内B	4 7	高齢者改善	
			真駒内C	1 2	高齢者改善	
			真駒内D	3 0	高齢者改善	
			真駒内F	3 3	高齢者改善	
			真駒内H	3 6	高齢者改善	
			苗穂第2グリーン	6 4	高齢者改善	
			厚別	2 1	高齢者改善	
			山の手	4	高齢者改善	
			大谷地	2 8	老人世帯向け	
			大谷地	1 6	高齢者改善	
			東苗穂	1 4 4	高齢者改善	
			江別市	大麻中町	8 4	高齢者改善
				大麻宮町	5 6	高齢者改善
		大麻沢町		2 6	高齢者改善	
		大麻南樹町		7 1	高齢者改善	
		大麻西町		1 6	高齢者改善	
		北広島市	白樺町	2 8	高齢者改善	
		石狩市	花畔	5 2	高齢者改善	
		小樽市	塩谷	8	高齢者改善	
			塩谷B	6	高齢者改善	
			高島	1 4	高齢者改善	
			オタモイ西	1 4	高齢者改善	
			入船第2	1 2	高齢者改善	
			新光	1 2	高齢者改善	
			桜東	8	高齢者改善	
			望洋	2 2	高齢者改善	
			倶知安町	白雪	8	高齢者改善
羊締	1 2	高齢者改善				
岩内町	野束	1 6	高齢者改善			
室蘭市	絵鞆	4	高齢者改善			
	大沢町	4	高齢者改善			

		祝津	18	高齢者改善
	苫小牧市	青葉町	6	高齢者改善
		弥生	18	高齢者改善
		日新町	18	高齢者改善
		大成町	22	高齢者改善
		登別市	登別西	16
		若山	10	高齢者改善
	函館市	旭岡	52	高齢者改善
		柳町	20	高齢者改善
		大川町	62	高齢者改善
		駒場町	11	高齢者改善
		ともえ	11	高齢者改善
		人見町	5	高齢者改善
	北斗市	七重浜	32	高齢者改善
		東浜	10	高齢者改善
	旭川市	春光第1	27	高齢者改善
		春光第2	8	高齢者改善
		神居	4	高齢者改善
		春光高台	9	高齢者改善
		神楽岡コート	48	高齢者改善
		啓北	63	高齢者改善
		第2神楽岡	48	高齢者改善
	名寄市	ノース名寄	4	高齢者改善
	留萌市	栄町	10	高齢者改善
	稚内市	末広	12	高齢者改善
	北見市	双葉	6	高齢者改善
		中の島	6	高齢者改善
	網走市	GTRIA-サイト	8	高齢者改善
	帯広市	緑西	11	高齢者改善
		柏林台2	12	高齢者改善
		公園東町	6	高齢者改善
		緑ヶ丘	11	高齢者改善
		西帯広	14	高齢者改善
		新緑	24	高齢者改善
		新緑第2	19	高齢者改善
	釧路市	住之江	26	高齢者改善
		新富士	30	高齢者改善
	釧路町	睦	20	高齢者改善

その他の特目住宅

名称	特目区分	所在地	団地名	戸数	備考
身体障がい者向け住宅	仕様特目	函館市	人見	4	
車いす対応住宅	仕様特目	岩見沢市	福祉村	10	
		美唄市	コスモス	1	
		札幌市	白樺	4	
			山の手	8	
			真駒内E	2	
			豊平公園	1	
			光星第4	2	
		石狩市	花畔	8	
			グリーンコート花川	4	
			セターコート花川	3	
江別市	大麻沢町	4			

		千歳市	やまとの杜	2	
		北広島市	泉町	2	
		小樽市	奥沢中央	2	
			築港	2	
		苫小牧市	錦岡	2	
		函館市	旭森	1	
			であえーる大森浜	1	
		旭川市	宮下西	2	
			神楽岡ニュータウン	1	
		稚内市	末広	2	
		北見市	サンライズ北二条	2	
		帯広市	柏林台中央	2	
		釧路市	ことぶき	4	
			川北	2	
		根室市	であえーる明治	1	
視覚障がい対応住宅	仕様特目	札幌市	光星第4	7	
聴覚障がい対応住宅	仕様特目	札幌市	光星第4	6	
		函館市	人見	3	
シムールハウジング住宅	仕様特目	芦別市	芦別ふれあい	10	
		美唄市	であえーる中央公園	9	
		南幌町	柳陽	20	
		江別市	大麻沢町	56	
		千歳市	やまとの杜	35	
		江差町	円山通り	15	
		名寄市	マーガレットアイ	23	
		留萌市	サネット留萌	10	
		北見市	高栄	10	
		網走市	サリツガイ	30	
		紋別市	であえーる幸	14	
		美幌町	新町	12	
		幕別町	とちち野	15	
		釧路市	クインアイ	17	
		要介護者等同居者世帯向け住宅	建設特目	札幌市	季実の里